

丹波山村特定事業主行動計画

平成22年11月策定

丹波山村
丹波山村教育委員会

第1 計画策定の趣旨

急速な少子化の進行により、労働力供給の減少や労働生産性の低下のおそれに加えて高齢化の進行は、社会経済全体に極めて深刻な影響を及ぼすものと懸念されます。社会保障に係わる現役世代の負担の増大、子ども同士の交流機会の減少による子ども自身の健やかな成長への影響や基礎的な住民サービスの提供が困難になるなど、今後の経済・社会の様々な分野に深刻かつ重大な影響を及ぼすものです。

平成15年7月に次世代の社会を担う子どもが健やかに生まれ、育成される社会の形成を目的に次世代育成支援対策推進法が制定され、国、県、地方公共団体、企業等、社会を挙げて取組んでいくこととしています。

次世代育成支援対策推進法は、このような考え方から、市町村などの地方公共団体を「特定事業主」と定め、自らの職員の子どもたちの健やかな育成のための計画「特定事業主行動計画」を策定するよう求めています。

現在の厳しい財政状況や限られた人材の下で、これに応えていくことは決して容易ではありませんが、職員の子育て環境の充実を図るため、職場を挙げて支援していくことが重要なことと考えます。

本村の実情を踏まえつつ、職場の仕事と子育ての両立が図られよう、必要な職場環境の整備等による職場全体で次世代育成支援対策を実施するため本計画を策定する。

第2 計画の期間

次世代育成支援対策推進法は平成17年度から平成26年までの10年間の時限立法ですが、この計画は、その後半の期間である平成21年度から平成26年度までの5年間の計画期間とする。

第3 計画の推進体制

次世代育成支援対策を効果的に推進するため、各課長を構成員とした行動計画推進委員会を設置する。

本計画の実施状況については、各年度ごとに、行動計画推進委員会において把握等をした結果や職員のニーズを踏まえて、その後の対策の実施や計画の見直し等を図る。

第4 具体的な計画の内容

1 職員の勤務環境に関するもの

(1) 妊娠中及び出産後における配慮

- ① 母性保護及び母性健康管理の観点から設けられている特別休暇等の制度について、周知徹底を図ります。
(実施時期：平成18年度から継続)
- ② 出産費用の給付等の経済支援措置について、情報提供を行う。
(実施時期：平成18年度から継続)
- ③ 各職場においては、妊娠中の職員の健康や身体の安全に対し、特に配慮する。
- ④ 所属長は妊娠中の職員に対しては、本人の希望に応じ時間外勤務を原則として命じないこととする。
(実施時期：平成18年度から継続)

(2) 子どもの出生時における父親の休暇取得の促進

- ① 子どもの出生に伴う父親の特別休暇について周知し、取得の徹底を図る。
(実施時期：平成18年度から継続)
- ② 子どもの出生における父親の特別休暇及び年次休暇の取得促進について周知徹底を図る。
(実施時期：平成18年度から継続)

(3) 育児休業等を取得しやすい環境の整備等

ア 育児休業及び部分休業制度等の周知

- ① 育児休業等に関する制度の周知を図るとともに、男性職員の育児休業等の取得促進について周知を図る。
(実施時期：平成18年度から継続)
- ② 育児休業中の経済的支援について情報提供を行う。
(実施時期：平成18年度から継続)
- ③ 妊娠を申し出た職員に対し、本人の希望に応じて育児休業等の制度手続きについて説明を行う。
(実施時期：平成18年度から継続)

イ 育児休業及び部分休業を取得しやすい雰囲気醸成

- ① 3歳未満の子を養育する男性職員には、育児教室への参加を促す。
(実施時期：平成18年度から継続)

- ② 職員から産前休暇取得の申し出があった場合、各職場において業務遂行の工夫等を行い、育児休業を取りやすい職場環境の醸成に努める。
(実施時期：平成18年度から継続)
- ③ 育児休業を取得した職員が復職した時は、円滑に業務に復帰できるように職場全体が積極的にサポートします。
(実施時期：平成18年度から継続)

ウ 育児休業に伴う任期付採用及び臨時的任用制度の活用

- ① 職場の業務を遂行することが困難なときは、任期付採用及び臨時的任用制度の活用による適切な代替要員の確保を図ります。
(実施時期：平成18年度から継続)

(4) 時間外勤務の縮減

- ① 小学校就学始期に達するまでの子どものいる職員に対し、深夜勤務及び超過勤務について配慮するよう努める。
(実施時期：平成18年度から継続)
- ② 定時退庁日を設定し、職員が退庁しやすい職場環境づくりに努める。
(実施時期：平成18年度から継続)
- ③ 所属長は、各課における事務事業内容を見直し、簡素合理化の推進により効率的な事務遂行を図り、時間外勤務の縮減に努める。
(実施時期：平成18年度から実施)

(5) 休暇の取得の促進

- ① 子どもの予防接種実施日や授業参観日における年次休暇の取得促進を図ります。
(実施時期：平成18年度から継続)
- ② 安心して職員が年次休暇の取得ができるよう、事務処理において相互応援ができる体制を整備します。
(実施時期：平成18年度から継続)
- ③ ゴールデンウィークやお盆期間における会議については、なるべく開催しないようにする。
(実施時期：平成18年度から継続)
- ④ 土日、祝日の勤務についてやむを得ず勤務を命じた場合は確実に代休を取得できる環境づくりに努める。
(実施時期：平成18年度から継続)

(6) 職場優先の環境や固定的な性別役割分担意識等の是正のための取り組み

- ① 職場優先の環境や固定的な性別役割分担意識等の是正についての情

報提供や研修を通じて職員の意識啓発を行う。

(実施時期：平成18年度から継続)

2 その他の次世代育成支援対策に関する事項

① 妊産婦や乳幼児を連れた来庁者へ特に配慮した応援対策等に努める。

(実施時期：平成18年度から継続)

② 地域における子ども・子育てに関する活動に対して、職員の積極的な参加を促す。

③ 子どもが参加する学習会等の行事において、要請がある時は、職員が専門分野を生かした指導を実施する。

(実施時期：平成18年度から継続)

④ 子どもが参加する地域の活動に敷地や施設を提供します。

(実施時期：平成18年度から継続)

⑤ 子どもを安全な環境で安心して育てることができるよう、地域住民等の自主的な防犯活動や少年非行防止、立ち直り支援の活動等への職員の積極的な参加を促す。

(実施時期：平成18年度から継続)